

令和8年度 宜野湾市地域防災リーダー養成講座実施業務委託 に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「令和8年度 宜野湾市地域防災リーダー養成講座実施業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。受託者の選定に当たっては、専門的な知識及び技能、豊富な実績はもとより、創造力、企画構想力、独自提案などを総合的に審査評価して選定する公募型プロポーザル方式により選定する。

1. 委託業務名

令和8年度 宜野湾市地域防災リーダー養成講座実施業務委託

2. 目的

市民、市内在勤及び在学の者に対し、本市の地域特性を理解し、地域の防災リーダーとして、平時において地域住民等に対する防災啓発活動を実施できる知識及び技術を習得させ、また、災害時には防災士等と協力し適切な避難所の運営等を行うことのできる人材の育成を図ることを目的とする。

3. 事業実施期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）までとする。

4. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

5. 委託上限価格

4,494,000円

（委託期間を通じた合計額。消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約額や予定価格を示すものではない。提案にあたっては上記金額を超えないものとする。

6. 委託業務内容

「令和8年度 宜野湾市地域防災リーダー養成講座実施業務委託仕様書」のとおり。

7. 応募資格

本業務委託に係る企画提案に参加できる者は、次の要件すべてを満たすものであること。

（1）県内に本社若しくは支店又は営業所のいずれかを置いている法人であること。※共

- 同企業体(JV)の形態をとる場合には、代表となる企業及び構成する企業が上記(1)を満たすものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (4) 宜野湾市暴力団排除条例(平成23年宜野湾市条例第14号)第2条第1号から第2号までに掲げる者でないこと。
 - (5) 経営内容や業務実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するにふさわしい技術を備えていること。
 - (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。

8. 提案書類の提出

提案業者は、次のとおり提案書類を提出すること。

(1) 提出期間

令和8年4月27日(月)から令和8年5月20日(水)必着。

※土日祝日を除く9時から17時までとする。

※提出期限後の提出書類差し替えは、一切認めないものとする。

(2) 提出方法及び提出場所

宜野湾市役所3階防災危機管理室へ持参又は郵送すること。

(3) 提出書類

以下の①～⑥の提出書類について、各11部提出すること。1部は原本で提出。残りは写し可とする。

① 【様式1】参加申込書

本実施要領の応募資格要件に適合していること、及び提出書類の内容に相違がないことを確認のうえ提出すること。

② 【様式2】会社概要

会社概要を記載すること。※会社概要についてパンフレットがあれば別途添付すること。

③ 【様式3】業務実績

本業務と類似の業務受託実績(過去5年以内5件まで)

④ 【様式4】業務実施体制

業務統括責任者(本業務の実施に必要な能力、防災に関する資格又は本業務と同種又は類似する業務経験を有する者)、作業者及び専任担当者(連絡調整担当)全員を記載

すること。添付資料として、資格証明写し等を添付すること。経験年数は、本業務と同種又は類似する業務経験を記載すること。

⑤ 提案書（指定様式なし）

- ・ A 4 版、カラー、両面印刷（片面でも可）
- ・ 表紙及び目次をつけること。
- ・ 総ページ数は、概ね 30 ページ以内とする。
- ・ 各ページに番号をふり、ホチキス 2ヶ所で綴ること（長辺綴）。

⑥ 見積書（指定様式なし）

- ・ 宛名は「宜野湾市長」とすること。
- ・ 見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、更にそれらの合計金額を明記すること。
- ・ 見積書の提案上限額は 4, 494, 000 円（消費税及び地方消費税含む）とし、提案上限額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。
- ・ 直接経費、直接人件費等の項目について内訳を記載すること。
- ・ 仕様書に記載のない項目については、提案する内容に沿って積算すること。

（4）提案の辞退について

提出書類の提出後に提案を辞退する場合は、【様式 6】 辞退届を記載し、事前に防災危機管理室に連絡したうえで持参又は郵送にて提出すること。

9. 質問期間及び回答期限

実施要領及び仕様書に関する質問は、【様式 5】 質問書を記入の上、防災危機管理室（以下、事務局とする。）あてメールにて提出するものとする。なお、審査基準等に関する照会対応は行わない。

- ・ 質問期間：公募開始日から令和 8 年 5 月 14 日（木）17 時必着
- ・ 回 答：令和 8 年 5 月 15 日（金）までに、宜野湾市ホームページ上で随時回答する。
電話、口頭による照会対応は行わない。

10. 審査及び選定に関する事項

事務局において、資格審査を実施し、宜野湾市地域防災リーダー養成講座実施業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、一次審査（応募が 4 者以上の場合のみ）及び二次審査を実施して優先交渉権者を決定する。

（1）資格審査

事務局は、本実施要領に基づき提出された書類により応募資格と提出書類一式の有無を確認し、応募資格要件を満たした者を審査対象として判定する。

（2）一次審査

提案事業者が 4 者以上の場合は、選定委員会による書類審査を行い、上位 3 者を二次

審査対象として選定する。応募者が4社未満の場合は、一次審査を省略し、二次審査(プレゼンテーション)へ移行する。その場合、一次審査の評価項目についても二次審査において、審査・評価を実施する。

(3) 二次審査

選定委員会において、プレゼンテーション審査を実施する。選定委員会の審査採点により順位を決定し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。ただし、選定委員全ての合計点が満点の6割を満たさない場合は選外とする。また、選定委員会による審査は非公開とし、審査経過、審査に関する問い合わせには応じない。

- ① 日 時：令和8年5月29日(金) ※時間については別途通知する。
- ② 場 所：宜野湾市役所 多目的会議室A、B
- ③ 時 間：各提案事業者あたりプレゼンテーション20分、質疑応答10分とする。
- ④ 方 法：プレゼンテーションは、提出済の提案書に基づき行うものとする。また、プロジェクターで投影するスライドショー(パワーポイント等)及び図面等による説明を可とするが、追加資料の配布、内容の変更は不可とする。
- ⑤ 発表者：プレゼンテーション出席者は3名までとする。
- ⑥ 備品等：使用する備品等は全て提案事業者で用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン、コンセント、机、椅子については事務局が用意する。プレゼンテーションの準備時間は5分以内とする。

(4) 審査項目及び審査基準

- ① 一次審査は、「審査評価基準票(一次審査)」のとおりとする。
- ② 二次審査は、「審査評価基準票(二次審査)」のとおりとする。

(5) 優先交渉権者の選定

- ①選定は、各委員が合計点の高い順に順位をつけ、順位を1位とした委員の数が最も多い提案者を受託候補者に選定し、次に多い提案者を次点候補者に選定する。
- ②上記①において、順位を1位とした委員の数が最も多い提案者が複数ある場合は、各委員の合計点が最も高い提案者を受託候補者に選定し、次に高い提案者を次点候補者に選定する。
- ③上記②において、合計点が同数であった場合、順位を2位とした委員の数が最も多い提案者を受託候補者に選定し、次に多い提案者を次点候補者に選定する。
- ④上記③において、2位とされた者が同数であった場合、委員長による抽選により、受託候補者及び次点候補者を選定する。
- ⑤応募申請者が1者の場合においてもプレゼンテーションを実施し、本業務委託を遂行し完了する能力があると選定委員会において判断した場合、当応募申請者を本業

務委託に係る受託候補者とする。

- ⑥上記①～⑤にかかわらず、各委員の合計点が配点の 60%以上の評価を得られない場合は、選定できない。

11. 選定結果

(1) 資格審査・一次審査結果

令和8年5月26日(火)までに提案事業者全員にメールにて通知する。

(2) 二次審査結果

令和8年6月1日(月)までに二次選定を実施した提案事業者全員にメールにて通知する。

(3) 結果の公表

選定結果については、宜野湾市ホームページ上に掲載して公表する。選定結果に関する問い合わせは受け付けしない。

12. 受託事業者の決定及び契約

優先交渉権者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議し契約を締結するものとする。

13. 提案の無効に関する事項

次の項目の一つでも該当する場合は、その提案事業者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案した場合。
- (2) ひとつの事業者が複数申請した場合。
- (3) 書類等に虚偽の記載をした場合。
- (4) 審査の日時及び場所に出席しない場合。
- (5) 誤字又は脱字等により極端に意思表示が不明確である場合。
- (6) その他、本件業務提案に関する条件に違反した場合。

14. その他

- (1) 提案に使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第1号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (2) 提案書類等の書類作成、提出に係る一切の費用は提案事業者の負担とする。また、提出書類は選定結果に関わらず返却しない。
- (3) 提案書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (4) 審査結果に関する質問及び異議申し立ては受け付けない。

15. 事務局

〒901-2710

沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市総務部防災危機管理室(宜野湾市役所本庁舎3階)

担 当：下里

電 話：(098)892-3151 (直通)

F A X：(098)892-7022

E-mail：Soumu09@city.ginowan.okinawa.jp

(参考) 選定スケジュール

内容	実施期間または期日
公募開始（市 HP へ情報掲載）	令和 8 年 4 月 27 日
質問受付期間	令和 8 年 5 月 14 日（17 時）まで
質問回答期限（随時回答）	令和 8 年 5 月 15 日まで
申込書及び提案書等の提出	令和 8 年 5 月 20 日（17 時）まで
資格審査・一次審査の結果の通知	令和 8 年 5 月 26 日
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和 8 年 5 月 29 日
二次審査の結果通知	令和 8 年 6 月 1 日
委託契約の締結	令和 8 年 6 月 2 日 ～